

公立学校働き方改革の推進に関する法律案 (給特法廃止・教職員の働き方改革促進法案)

1. 趣旨

学校教育の水準の維持向上には、魅力ある勤務環境を実現し、教員に優れた人材を確保することが重要である。しかし実際は、本年4月公表の教員勤務実態調査でも、いわゆる「過労死ライン」を超える教員が中学校で36.6%、小学校で14.2%いることが明らかになるなど、多忙で長時間労働の実態があり、教育現場は疲弊している。

厳しい労働環境が嫌われ、深刻な「教員不足」や教員志望者の危険水域までの減少が起きている。民間の調査では本年4月の始業式時点で、小学校は5校に1校、中学校では4校に1校で教員不足が発生しているとの結果もあり、昨年度の公立学校の教員採用試験の倍率は小学校で過去最低の2.5倍を記録した。そればかりでなく、長時間労働による体調不良や休職者、退職者も多く、過労死という痛ましい被害者も出ており、勤務環境の改善に向け一刻の猶予もない状況である。

教員にわずかな残業代を払い、給料を少し上げるのみでは何も解決しない。長時間労働を何としても是正しなければならず、そのためには、政府が検討している残業代の引上げなどの対策では全く不十分であり、廃止を含めた給特法の抜本的な見直しが必要である。

そこで、今般、公立学校働き方改革を推進するために早急に行うべき措置について定めた法律案を提出する。

2. 早急に行うべき措置

施行日から令和7年3月31日までの期間を「改革集中期間」とする。その間に、公立学校働き方改革を推進し、公立小・中学校等の教員の給与や勤務条件の改善、教員の業務量の削減等の勤務環境の抜本的な改革を行う。具体的には以下の点について、できるだけ速やかに実行する。

- (1) **給特法**（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）について、**廃止を含めて抜本的な見直しを行う。**
- (2) 以下について検討し、必要な措置を行う。
 - ア 学級編制の標準、教職員定数の標準について
 - イ 教員以外の教育活動を支援する「外部人材」の確保・資質の向上、外部人材と教員との適切な役割分担・連携協力の確保について
 - ウ 公立学校働き方改革に関し、国・教育委員会・学校間における適切な役割分担の確保、学校への国・教育委員会の支援体制の整備について

※これらの見直し、検討は、以下のことを旨として行う。

- ・教員が本来担うべき業務の範囲を明確にする。
- ・人材確保法（学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の確保に関する特別措置法）第3条の趣旨、教員の職責の重要性、求められる高度の専門性、勤務形態を勘案し、給与等に関する適切な処遇の確保が図られるようにする。

【参考】人材確保法（昭和49年法律第2号）

（優遇措置）

第3条 義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。

3. 施行期日

公布の日から施行する。